東彼杵条例第19号

東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例 東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会の組織及び運営に関する条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
東彼杵町農村地域 <u>産業</u> 導入促進対策審議会の組織及び運営に 関する条例	東彼杵町農村地域 <u>工業</u> 導入促進対策審議会の組織及び運営に 関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u> (昭和46年法律第112号)第 <u>14</u> 条第3項の規定に基づき、東彼杵町農村地域 <u>産業</u> 導入促進対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織)	第1条 この条例は、 <u>農村地域工業導入促進法</u> (昭和46年法律第112号)第 <u>18</u> 条第3項の規定に基づき、東彼杵町農村地域工業導入促進対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織)
第2条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって 組織する。	第2条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって 組織する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>商工業</u> 関係を代表する者 3人以内 (会議)	(3) <u>工業</u> 関係を代表する者 3人以内 (会議)
第5条 審議会の会議は、会長が <u></u> 招集 <u>し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの招集は、町長が行う。</u>	第5条 審議会の会議は、会長が <u>必要に応じて</u> 招集 <u>する。</u>

2 · 3 (略) 2 · 3 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。